明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一七九五）　一
○特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（**同**一七九六）　三
○特定特殊自動車の型式の届出があった件
（**経済産業・国土交通・環境**三〇九～三四一）　八
○自衛隊飛行場告示の一部を変更する件（**防衛**一二三）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一二
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事開始、西日本高速道路株式会社工事完了、型式適合認定関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一七

告示

○農林水産省告示第千七百九十五号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十六条の二（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十年七月二十五日農林水産省告示第千百九十二号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十二月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

表中

オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点から南緯四十度西経百二十度の点に至る直線、南緯四十度西経百二十度の点から南緯四十度西経百五度の点に至る直線、南緯四十度西経百五度の点から北緯十度の西経度以西の太平洋の海域のうち、北緯十度以南の南緯三十度以北及び南緯三十度以南の水域	1　次に掲げる漁具のうち少なくとも二以上の種類の漁具を使用し、かつ、第一号から第四号までに掲げる漁具のうち少なくとも一以上の種類を使用しなければならない。ただし、吹流し装置を幹縄を中心として両側に設置する場合は、二種類の漁具を使用したものとみなす。 一　舷側吹流し・加重枝縄を併用した舷側投縄 二　夜間投縄 三　吹流し装置 四　加重枝縄 五　青色染色餌 六　投縄機 七　水中投縄機 八　残さ排出管理 2　前項に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。 一　舷側吹流し・加重枝縄を併用した舷側投縄 イ　幹縄投入は船尾より一メートル以上離れた舷側から実施すること。 ロ　海鳥類がいる場合は、釣（はり）が水面下にあるように幹縄をたるませること。 ハ　舷側吹流し装置の支柱は、投縄機の後部に最低でも三メートル離し設置し、支柱二メートル上部に少なくとも二本のおどしを設置すること。この場合、おどしの太さは二十ミリメートル以上とし、おどし先端は、水面に触れる程度の十分な長さとすること。 二　夜間投縄 イ　当該海域における日出から日没後一時間までの間は投縄を行わないこと。 ロ　船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。 三　吹流し装置 イ　長さは最低でも百メートルとすること。 ロ　枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から五メートル以上の位置に保持できるように取り付け、餌の付いた釣（はり）が沈む水域上空を補足できるようにすること。

」を